広陵町告示第３８号

広陵町・香芝市共同中学校給食センター建設工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第２項及び第１６７条の６第１項の規定により公告します。

平成２７年８月３１日

広陵町長　山 村　吉 由

１　競争入札に付する事項

(1) 工　事　番　号　第２７号

(2) 工　事　名　広陵町・香芝市共同中学校給食センター建設工事

(3) 工　事　場　所　広陵町大字三吉元赤部外地内

(4) 予定価格（税込）　１，４０３，８３８，０００円

(5) 最低制限価格（税込）　１，０５２，８７０，４００円

(6) 工　事　概　要　建設工事　一式

(7) 工　期　広陵町議会の議決の日から平成２８年７月２０日まで

(8) 入　札　方　法　郵便による入札

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

広陵町又は香芝市建設工事等競争入札参加資格を有する業者であって、次に掲げる条件をすべて満たしている者のみが、この工事の競争入札に参加できます。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者でないこと。

(2) 競争入札参加資格確認時点及びそれより以後入札執行日までの間におい

て、広陵町又は香芝市の請負契約に係る入札参加停止措置要領（以下「要領」という。）による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第１５条の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受けていること。

(4) 奈良県内に法第３条第１項に規定する本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 建設業法の規定による経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における建築一式工事についての総合評定値（Ｐ）が１，４００点以上のもの。（ただし、経営事項審査の審査基準日が４の（２）における競争入札参加資格確認申請書の受付日前の１年７ヶ月以内のもののうち、直近のもの。）

(6) 過去１０年以内に竣工した建築一式工事で、請負金額９億８千万円以上の元請実績を有すること（ただし、ＪＶとしての施工実績は出資比率が２０％以上の場合に限る。）

(7) 次の基準を満たす監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できる業者であること。

ア　一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者。

イ　入札の申込みのあった日以前に３ヶ月以上の雇用関係に有る者。

ウ　監理技術者を置くことが必要な工事にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

(8) この入札に係る次の設計業務の委託者と資本、又は人事面において関連がある者でないこと。

○　社　名　：株式会社長大　奈良事務所

○　住　所　：奈良県奈良市法蓮町１６６－１

(9) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者と

みなします。

(10) 平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(11) 平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

(12) 広陵町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成２４年３月広陵町告示第６６号）別表に掲げる措置要件の１から６までのいずれかに該当するものでないこと。

３　入札参加申込書の受付

入札に参加しようとするものは、入札参加申込書の提出が必要です。

(1) 申請書の様式の配付

申請書の提出は、別に定める様式によるものとし、その様式を次のように配付します。

ア　配付日

平成２７年８月３１日（月）から同年９月７日（月）まで

イ　配布時間

午前９時から午後４時まで

ウ　配付場所

広陵町大字南郷５８３番地１

広陵町役場２階　管理課　入札係

エ　その他

広陵町ホームページからもダウンロード可能

(2) 申請書の受付

ア　受付日

平成２７年８月３１日（月）から同年９月７日（月）まで

イ　受付時間

午前９時から午後４時まで

ウ　受付場所

広陵町大字南郷５８３番地１

広陵町役場２階　管理課　入札係

エ　申請書の提出は、持参した場合に限り受付します。

提出部数は、１部とします。

※郵送での受付はできません。

４　競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて広陵町長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書及び資料の様式の配付

申請書及び資料の提出は、別に定める様式によるものとし、その様式を次のように配付します。

ア　配付日

平成２７年８月３１日（月）から同年９月１７日（木）まで

イ　配布時間

午前９時から午後４時まで

ウ　配付場所

広陵町大字南郷５８３番地１

広陵町役場２階　管理課　入札係

エ　その他

広陵町ホームページからもダウンロード可能

(2) 申請書及び資料の受付

ア　受付日

平成２７年９月１７日（木）から同年９月１８日（金）まで

イ　受付時間

午前９時から午後４時まで

ウ　受付場所

広陵町大字南郷５８３番地１

広陵町役場２階　管理課　入札係

エ　申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受付します。

提出部数は、各１部とします。

※郵送での受付はできません。

(3) その他

ア　資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

イ　提出された資料は、返却しません。

５　設計図書等の貸与

(1) 希望業者に対し、「入札者心得、図面、仕様書、その他関係書類」（以下「設計図書等」という。）を郵送により貸与します。

貸与を受けた設計図書は開札当日までに広陵町役場管理課に郵送の上、必ず返却してください。

(2) 設計図書等の質問については、質問の有無にかかわらず、その旨を記載した書面を電子メールにて次のとおり、送信してください。

ア　送信日時

平成２７年９月９日（水）正午まで

イ　質疑書の送信先

広陵町役場　広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会

E-mail　kkkc-kyushoku@town.nara-koryo.lg.jp

ウ　質疑書は任意様式としますが、宛先を「広陵町長　山村吉由」とし、「広陵町・香芝市共同中学校給食センター建設工事に関する質疑」と明記してください。

エ　電子メール送信後、確認の電話を給食センター協議会へお願いします。
　電話０７４５－５５－４９５１

(3) 前記(2)の質問に対しては、すべての入札参加者に対し、平成２７年９月１１日（金）午後５時までに電子メールにて回答します。

6　入札の方法

(1) 郵便による入札（一般書留郵便に限る。）とします。

(2) 宛先は、〒６３５－８５１５　広陵町大字南郷５８３番地１
　広陵町役場　管理課長　宛

(3) 入札書の到着期限　平成２７年９月１６日（水）午後５時００分

(4) 開札日時　平成２７年９月１７日（木）午前９時４０分

(5) 開札場所　広陵町役場　３階　第一委員会室

(6) 入札回数は、１回とします。

(7) 開札立会人　入札参加者から選定し、開札の立会を依頼します。

7　最低制限価格

最低制限価格を設定します。

8　入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札者心得に違反した入札は、無効とします。

9　落札者の決定方法等

(1) 予定価格（税込）以内かつ、最低制限価格（税込）以上の範囲で最低の価

格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(2) 前項の規定により落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定します。

(3) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。また、選定された立会人以外の入札参加者が、当該開札への立ち会いを希望した場合には、当該入札参加者の立ち会いを認めるものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

10　落札者を決定したときは、落札者に電話で当該入札結果を連絡します。

11　入札結果等の公表

入札結果については、開札後速やかに広陵町役場玄関ホールの掲示板において、掲示方式により公表します。

12　入札保証金及び契約保証金

広陵町契約規則（平成１６年広陵町規則第４号）に定めるところによる。

13　本契約の成立

この工事の契約については、広陵町議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

ただし、仮契約締結の日から広陵町議会の議決を得るまでの間において、落札者が２の（9)、(10)、(11）の要件を満たさなくなった場合、若しくは要領による入札参加停止措置を受けた場合、若しくは法第２８条第３項又は第５項の規定による営業停止の処分を受けた場合は、仮契約を解除することがあります。

14　問い合わせ先

不明な点については、広陵町役場総務部管理課（℡０７４５－５５－１００１内線１２６４）まで問い合わせてください。